

第9回温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会（令和6年6月）では、調整後排出量の算定において森林吸収量等を調整に用いることが妥当とされたところ。このため、令和6年10月から森林小委員会において具体的な方法について検討を行い、とりまとめることとした。

【論点1：森林吸収量等の算定報告主体】

- ◆ 特定排出者であって、森林・木材を利用した固定資産を所有する事業者は、森林吸収量・木材製品の炭素蓄積変化量を調整後排出量に用いて算定報告できる。（特定排出者には連鎖化事業者（フランチャイズチェーン事業者）を含む。）
- ◆ 報告することを選択した特定排出者は、報告初年度以降は毎年度の報告が義務付けられる。
- ◆ 木材は建築物用途・非建築物用途の両方が含まれるが、非建築物用途については、「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」（林野庁）に即して炭素貯蔵量の算定を行うことができるものに限る。

【論点2：算定対象となる組織境界】

- ◆ 森林については、特定排出者の所有する森林を別の事業者が管理している場合、当該管理者が森林資源情報にフルアクセス可能であること等の要件を満たしていれば、管理者が報告可能とする。

【論点3：算定対象となるガス】

- ◆ CO2のみを算定報告対象とする。

【論点4：森林吸収量の取扱い】

- ◆ 所有する森林のうち、主伐個所を意図的に除外しない形で、一部を抽出して算定することができる。森林吸収量については、算定範囲に含めることとした森林のうち、森林経営計画、生物多様性増進活動実施計画又は連携生物多様性増進活動実施計画が作成された森林の区域のみを算定対象とする。
- ◆ 森林吸収量は、幹材積に国家GHGインベントリ上の樹種別の係数を乗じて算出する炭素貯蔵量合計をもとに算定する。幹材積は森林簿データの使用を原則としつつ、実測値を使用可能とする。
- ◆ 土地利用変化を伴う場合、生体バイオマス（地上部バイオマス、地下部バイオマス）に加え、土壌3プール（枯死木、リター、土壌）の吸収・排出量の算定を、国家GHGインベントリに準拠して行う。

【論点5：木材製品の炭素蓄積変化量の算定方法】

- ◆ 木材製品の炭素蓄積変化量は、建築物等に利用した木材（クリーンウッド法等に基づき合法性が確認された国産材）の量をもとに、「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」（林野庁）に基づき把握した炭素貯蔵量から算定する。

【論点6：算定報告の頻度】

- ◆ 算定報告は毎年度行う。

【論点7：永続性の担保、反転の取扱い】

- ◆ 過去に調整後排出量として報告した活動境界内の森林及び建築物について、譲渡等により活動境界から外れた場合には、その時点において過去に報告した分の炭素貯蔵量が喪失（固定されていた炭素がCO₂として大気中に放出）したとみなし、過去に報告した純吸収の合計と同量を排出量として計上する。

【論点8：J-クレジットとの二重計上の防止】

- ◆ 森林由来J-クレジットについて、J-クレジット制度においてプロジェクト登録されている森林は算定範囲から除外しなければならない。
- ◆ 木材製品の炭素蓄積変化量について、インフロー算定においてクレジット化された炭素固定量を把握して排除することは困難である一方、廃棄時のアウトフロー算定においてインフローの全量を排出として取り扱うことから、使われた木材のクレジット化の有無の確認は不要とする。

【追加の論点】

- ◆ 森林吸収系J-クレジットの自家消費を認めることとする。
- ◆ 木材製品を利用した物件（住宅等）の販売等を行う場合は、算定報告の対象ではないが、任意報告において報告できるようにする。